

# 社会福祉法人禎人会ヘルパーステーションシンフォニー 訪問介護事業重要事項説明書

## 1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0138-58-2000  
担当 \_\_\_\_\_

## 2. 社会福祉法人禎人会指定訪問介護事業所の概要

### (1) 指定訪問介護事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人 禎人会
所在地	北海道函館市中野町74番地1
介護保険指定番号	0171400948
サービス提供する地域	函館市（旧恵山町・旧椴法華村・旧南茅部町を除く）

注) 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業の目的と運営の方針

#### ①事業の目的

この事業者は、介護保険法に従い、事業所の訪問介護員等が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

#### ②施設運営の方針

当事業にあっては、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。

(3) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	1 名	名	従業者及び事業の管理	1 名
サービス 提供責任者	1 名	1 名	訪問介護事業の提供に係る計画調整と指導に関すること等	2 名
従 業 者	2 名	5 名	指定訪問介護の提供にあたる	7 名

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日（ただし12月31日～1月3日を除く）
営 業 時 間	午前6時～午後6時

注) 年末年始については休業日と致します。

(5) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8：00～18：00	早朝 6：00～ 8：00	夜間 18：00～ 22：00	深夜 22：00～6：00
月～日曜日	○	○	×	×

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ①食事の介護    ②排泄の介護    ③衣類着脱の介護    ④入浴の介護
- ⑤身体の清拭、洗髪    ⑥通院等の介助その他必要な身体介護
- ⑦その他必要な介護

(2) 生活援助

- ①調理    ②衣類の洗濯、補修    ③住居等の清掃、整理整頓
- ④生活必需品の買物    ⑤関係機関等の連絡    ⑥その他必要な家事

(3) その他のサービス

- ①生活、身上、介護に関する相談、助言    ②住宅改良に関する相談、助言
- ③その他必要な相談、助言

生活援助を行うに当たって、介護保険では次のようなサービスは認められておりませんのでご注意ください。

1. 本人の援助に該当しないもの

例 家族等のための洗濯・調理・買物・布団干し

主として利用者が使用する居室等以外の掃除・来客の応接（お茶・食事の手配）自家用車の洗車・清掃等

2. 日常生活の援助に該当しないもの

①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

例 草むしり・花木の水やり・犬の散歩等ペットの世話

②日常生活的に行われる家事の範囲を超える行為

例 家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え／大掃除・窓のガラス拭き・床のワックスがけ／室内外家屋の修理・ペンキ塗り／植木の剪定等の園芸／正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証に記載された割合の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 振込先

【郵便局振込先】

郵便局

口座番号 19450 5560681

口座名義 社会福祉法人 禎人会

【銀行振込先】

みちのく銀行

湯川支店

口座番号 普通 3403327

口座名義 社会福祉法人 禎人会

【銀行振込先】

北洋銀行

湯川支店

口座番号 普通 3515666

口座名義 社会福祉法人 禎人会

【その他】

施設窓口払い・自動引落しも可能です。

## 5. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

## 6. 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	窓口担当者 辺見 真嗣・松尾 寛子 ご利用時間 月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時 土曜日 午前8時半～午後12時 ご利用方法 電話 58-2000で上記時間帯で 受付しております。面接及び電話で希望 日、時間調整し実施いたします。
函館市福祉部 介護高齢福祉 課	函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3025
函館市福祉サ ービス苦情処 理委員事務局	函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3297
国民健康保健 団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 総務部介護保険課企画・苦情係 011-231-5161 (内線6111)

## 7. サービスの第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについての、第三者評価は行っていません。

## 8. 虐待の防止のための措置に関する事項

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 9. 感染症対策のための措置に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練を定期的実施する。

#### 10. 第三者評価の実施状況に関する事項

第三者評価の実施は行っていない。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 禎人会  
ヘルパーステーション シンフォニー  
<住 所> 函館市中野町74番地1  
<代表者名> 理 事 長 漆 寄 照 政 印

(乙) 当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、契約書、個人情報使用同意書、契約書別紙及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

所在地 函館市中野町74番地1  
名 称 ヘルパーステーションシンフォニー

説明者 氏 名 印

(甲) 私は、契約書、個人情報同意書、契約書別紙及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容の説明を受けました。

利用者(甲) 住 所  
氏 名 印

署名代筆者 氏 名 印

身元引受人(連帯保証人) 住 所  
氏 名 印

以上、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。